

合理的配慮とは何か？ ～障がいを理由とする差別をなくすには～

令和 6 年 月

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

障害者差別解消法の目的

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この目的のためには、**障がいを理由とする差別をなくすこと**が必要です。

そのために、障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**に

- **不当な差別的取扱いを禁止し、**
- **合理的配慮の提供を求めています。**

障害者差別解消法について

障害者差別解消法

平成28年4月施行 → 令和6年4月改正

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務 ➡法的義務（令和6年4月～）

事業者による「合理的配慮の提供」については、法律の施行当初は努力義務にとどまっていたが、法律の改正があり、**法的義務に改められました。**

事業者…商業その他の事業を行う者で、個人か法人・団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者

※大阪府においては、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（大阪府障がい者差別解消条例）が制定されていますが、障害者差別解消法に先行して令和3年4月に改正され、事業者による合理的配慮の提供がすでに義務化されています。

3

何が「障がい」なのか？

「障がい」とは何を指すのか考えてみましょう

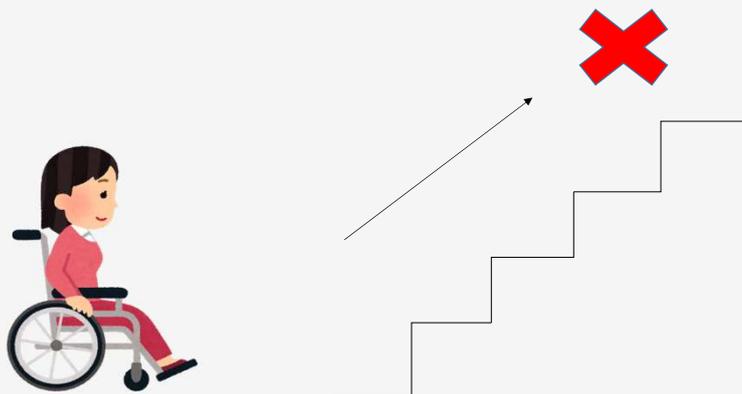
車いすを使用している人をイメージしてみてください



4

何が「障がい」なのか？

階段しかないところでは、2階に上がることができません



5

何が「障がい」なのか？

エレベーターがあれば、2階に上がることができます

車いすを使用している人は何も変わっていませんが、周囲の環境が変わることで困りごとが解消されました。



6

何が「障がい」なのか？

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける制限は、障がいのある人ご自身の心身のはたらきの障がいのみが原因なのではなく、社会の側にさまざまな障壁（バリア）があることによって生じている、と考えられます。この考え方を「**障がいの社会モデル**」といいます。

また、「障がい」を作り出す社会の環境やあり方・仕組みのことを「社会的障壁」と言いますが、さまざまなものがあります。

具体的には…

物理的な障壁	階段や歩道の段差などの障壁
制度の障壁	障がいを理由に入学試験や資格試験、免許の取得を制限することによって生じる障壁
文化・情報の障壁	音声情報や文字情報など、必要不可欠な情報が提供されていないことで生じる障壁
観念（心）の障壁	障がいのある人への差別や偏見、障がいに対する理解がないことで生じる障壁

7

合理的配慮とは？

何が「障がい」になっているのか、その「障がい」を取り除くために何ができるのかを考え、障がいのある人も**障がいのない人と同じように活動することができるように変更や調整をする**ことが必要となります。

こうすれば快適かなと想像して一方向からのコミュニケーションで実行にうつすものではなく、お互いにコミュニケーションをとり、お互いが納得できるやり方を一緒に探して実行する、

これを「**合理的配慮**」といいます

8

合理的配慮とは？

では、どんなことが「合理的配慮」になるか考えてみましょう。



精神障がいがあり、大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着きません。待合スペースで順番待ちをすることが難しいです。

このような申出があったとき、どうしますか？

9

合理的配慮とは？

別室を用意できればいいのだが…

でも今空いている部屋はない…

待合スペースになってしまうが、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動することはできるかな…

それとも、少なくともあと10分以上は順番が来るまでにかかりそうだから、いったん離席してもらって、また声をかけてもらおうか…



10

合理的配慮とは？

何が一番いい方法なのか、ご本人に話してみることにしました。

その結果…

ご本人にとって一番いい方法は別室を用意することでしたが、別室は空いていないことを説明し、納得してもらいました。

いったん離席するよりは、少し離れたところに椅子を動かして待っている方がいいということだったので、そのように対応をしました。

この場合、「離れたところに椅子を動かして待ってもらうようにした」ことが「合理的配慮」にあたります。

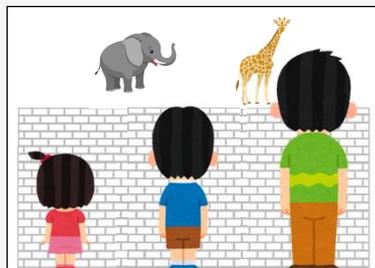
合理的配慮は「過重な負担にならない範囲」で提供することがとめられます。

過重な負担かどうかは、第三者からみてもそう言えるか、個々の事案ごとに影響の程度や事業規模・財務状況等を考慮して、総合的・客観的に判断する必要があります。

11

同じスタートラインに立つために

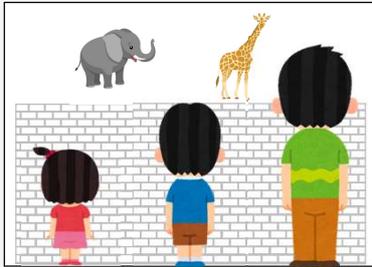
合理的配慮の提供について、もう少し考えてみましょう



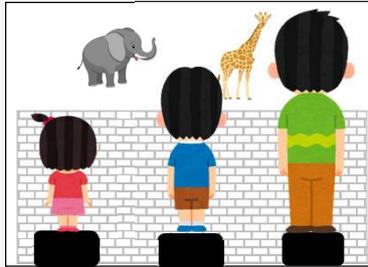
背の高さの異なる3人が動物を見ていますが、目の前に高い壁があるので見る人がいます。どのような配慮を考えますか？

12

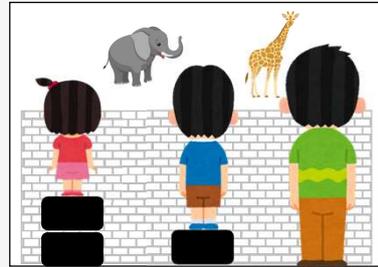
同じスタートラインに立つために



配慮が何もない状態・・・
左の2人は動物が見られません！



平等ではあるけど・・・
一番左の人はまだ見られない・・・



公平さが担保され
全員動物を見ることができる！！

みんなに同じようにしないといけないと考えがちだと思いますが、必要な配慮は人それぞれ異なります。

同じスタートラインに立つための変更や調整が「合理的配慮」です。

13

合理的配慮とは？

障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個性性の高いものです。
すべての人に共通する**絶対的な「正解」が存在するものではありません。**

お互いにコミュニケーションをとり、お互いが納得できるやり方を一緒に探して実行することが大切です。
このプロセスのことを**「建設的対話」**といいます。

何に困っているのか、どうしたらそれを解消できるのか、どのような対応ができるのか、建設的対話をしながら相互理解をし、対応策を柔軟に検討していくことが重要となります。

Aさんにとって適切な配慮となっても、それがBさんにとっては適切ではないこともあり得ます。
また、同じAさんでも、そのときの状況に応じて、適切な配慮が異なることもあります。

その状況で、その方にとって何が適切な配慮になるのかは、
建設的対話を行うことで見えてくるものです。



14

事例検討

【事例】

聴覚障がいのある方が、カルチャーセンターの講座の受講を希望しましたが、これまで聴覚障がいの方を受け入れたことがなく、また講師も1人であるため、対応できないと断られました。

聴覚障がいのある人から講座の受講希望があった場合、合理的配慮としてどのようなことが考えられますか？

メモ欄

対話の際に避けるべき考え方

【建設的対話を妨げるNGワード】

「前例がありません」

- ・合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

- ・合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら…」

- ・漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスクの低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

「〇〇障がいのある人は…」

- ・同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくりにせず個別に検討する必要があります。

17

合理的配慮の提供が義務化になるとは？

障がいのある方からの申し出に全面的に応じなければならないということではありません。

合理的配慮の提供で求められているのは「**建設的対話**」です。

当初は対応が困難に思われるような場合であっても、建設的対話を通じて個別の事情等を互いに共有すれば、事業者と障がいのある方双方にとって納得できる形で、社会的障壁の除去が可能になることもあります。

建設的対話を重ねながら、どうすれば困難を解消することができるのか、

今できることを考え続けること、

このことが合理的配慮の提供の義務といえます。

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話：06-6208-8075

メール：fa0025@city.osaka.lg.jp

18